

令和6年度領事手数料

令和6年度からの領事手数料が改正となり、令和6年度の申請分から適用されます。

詳細はこちら <https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/files/100477918.pdf>

でご確認ください。

令和5年度（2024年3月31日まで）に申請した方は、令和5年度の料金が適用されます。